

講習資機材(人形・AEDトレーナー)貸出要領

1 目的

この要領は、日本赤十字社宮崎県支部(以下「日赤宮崎県支部」と言う。)が開催する赤十字オンライン講習(以下「オンライン講習」と言う。)において、受講者が対面型(指導員派遣型)講習により近い状況で受講していただけるよう、受講者本人または、団体の責任者への講習資機材の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

2 貸出対象

講習資機材の貸出対象は、日赤宮崎県支部が開催するオンライン講習の受講者に限る。

3 貸出方法

講習資機材を借り受ける者(以下「借受者」と言う。)は、日赤宮崎県支部が開催するオンライン講習申込時に備考欄に入力するとともに、講習資機材借受申請書(別紙様式1)に必要事項を記入のうえ、日赤宮崎県支部事業推進課に申し込むものとする。ただし、数に限りがあり貸出できない場合もあるため、あらかじめ電話で予約をする。

【～遵守事項～】

借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1)承諾された講習会のみに使用すること
- (2)貸出期間を遵守すること
- (3)講習資機材を第三者に転貸しないこと
- (4)講習資機材の使用について

別紙様式1の注意事項を遵守して取り扱うこと

4 貸出期間

原則として、受講しようとする講習前日から講習終了後3日以内とする。

5 貸出料

講習資機材の貸出は無料とする。ただし、返送にかかる費用は借用者の負担とする。

6 原状回復

借受者は、借受期間に講習資機材を紛失・破損した場合、借受者の責任と負担により修補を行い、原状に複さなければならない。

7 管理者の責任

講習資機材の使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

8 貸出簿による管理

日赤宮崎県支部は、講習資機材の貸出を行った場合は、貸出簿（別紙様式2）により記録整理しておくものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用するものとする。